

固定価格買取制度にもとづく買取期間満了後の取扱いについて（重要）

1. 固定価格買取制度にもとづく買取期間満了について

- 固定価格買取制度にもとづく買取期間^{※1}は、ご契約内容に応じて、2019年11月以降、順次満了いたします。
- 買取期間満了後の電気は、以下のような選択肢によりご利用いただけます。

選択肢①：蓄電池の設置や電気自動車、エコキュート等と組み合わせた自家消費の拡大

選択肢②：お客さまご自身で選択された売電先（小売電気事業者等）への売電

・選択肢の詳細や買取を行う事業者の情報は、資源エネルギー庁のウェブサイト等で紹介されています。

<資源エネルギー庁ウェブサイト「どうする？ソーラー」>

URL https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/

（資源エネルギー庁ウェブサイトは、 でご検索いただけます。）

【お問合せ窓口】0570-057-333（受付時間 平日 9:00～18:00 土日祝日・年末年始除く）

- ※1. お引越先に設置されていた発電設備で売電されている場合、以前お住いの方が売電されていた期間も通算されます。そのため、お客さまご自身の売電期間が国の定める買取期間に満たない場合がございます。

2. 買取期間満了に伴うお手続きについて

- 中国電力ネットワーク（以下「当社」といいます。）との契約は終了しますので、新たな売電先をお選びいただき、新たにご契約される売電先が指定する申込方法に従って、売電先の変更をお申込みください。（新たな売電先については、上記の資源エネルギー庁ウェブサイト等をご参照ください）
- 売電先変更のお手続きには、一定の期間を要します。お手続きが間に合わない場合、ご希望日からの売電先変更ができない場合があります（以下のご注意事項もご確認ください）。

【ご注意事項】

- ・買取期間満了後に売電先が不在となった場合^{※2}、低圧（発電出力が50kW未満）のご契約は、当面の間、当社系統へ連系し発電をご継続いただけますが、当社は補償（料金のお支払）を行いませんのでご注意ください。
- ・詳細は、当社ホームページの発電設備等の系統連系に関する要綱〔低圧〕をご参照ください。

※2 買取期間満了までに売電先変更のお手続きが完了せず、一時的に買取先が不在となった場合を含みます。

- ・詳細については、当社ホームページの「再生可能エネルギー買取制度のご案内」をご参照ください。
- ・検針日については、買取期間満了前月の検針のお知らせや、当社ホームページよりご確認ください。なお、翌年度分の検針日は、毎年1月頃からご確認ください。
- ・当社ホームページをご覧いただけない場合は、当社お問い合わせ先までご連絡ください。

【固定価格買取制度とは？】

- ・太陽光や風力発電等の再生可能エネルギー発電普及のため、太陽光発電等で発電された電気について、国が定める買取価格・期間で電力会社が買取を行う制度です。（買取価格・期間は発電設備の種類・発電出力によって異なります。）
- ・買取にかかる費用は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、毎月の電気料金とあわせて電気をご利用のみなさまにご負担いただいております。